

新時代の刑事司法制度特別部会第4回会議における視察の概要

第1 視察日程

平成23年10月26日 午後1時30分から午後5時20分まで

第2 視察先

- 1 警視庁新宿警察署（以下「新宿警察署」という。）
 - 管内情勢及び警察署における捜査の実情等の説明
 - 刑事課・取調室
 - 捜査本部
 - 警察署通信室
- 2 警視庁総務部留置管理第一課原宿分室（以下「原宿分室」という。）
 - 留置業務等の説明
 - 留置施設
- 3 東京地方検察庁（以下「東京地検」という。）
 - 事件捜査の実情説明
 - 録音・録画設備のある取調室
 - 証拠品保管庫
 - 特別捜査部DF班（電磁的記録媒体の保管・解析班）

第3 視察結果

別紙1記載のとおり。

第4 参加委員等

別紙2記載のとおり。

第5 期日外視察

第4回会議における視察終了後、希望する委員・幹事により、期日外視察として、東京地検の同行室及び接見室の視察を実施した。その結果は別紙3記載のとおり。

※ 上記視察及び期日外視察の結果は、事務局において概要として取りまとめたものであり、視察内容や視察時の説明・質疑応答内容の全てを記載したものではない。

視察結果（概要）

第 1 新宿警察署における視察結果

1 管内情勢及び警察署における捜査の実情等の説明

(1) 説明の概要

新宿警察署長から、同警察署の管内情勢、事件等の取扱い件数、組織体制等についての説明を受けるとともに、同署刑事課長から、捜査の実情として、実例を交えた警察活動に関する説明等を受けた。

(2) 説明要旨

- 平成 20 年における新宿警察署管内での刑法犯の認知件数は 6 3 2 8 件、検挙件数は 1 9 0 1 件であり、平成 21 年は認知件数が 6 5 0 0 件、検挙件数が 1 7 6 4 件、平成 22 年は認知件数が 6 0 8 6 件、検挙件数は 2 2 5 9 件である。
- 新宿警察署には、署長・副署長の下、刑事課、組織犯罪対策課、生活安全課、地域課、警備課、交通課及び警務課等が置かれている。

2 刑事課・取調室

(1) 視察の状況

同署刑事課において、強行犯捜査係、盗犯捜査係など、係ごとに区分された組織体制を視察するとともに、同課の取調室において、取調室の設備及び録音・録画機材等を視察した。

(2) 説明及び質疑応答要旨

- 取調べの適正化に資するため、新宿警察署では、平成 20 年 9 月から取調べ監督制度が開始され（試験運用。制度の施行は平成 21 年 4 月から。）、捜査に直接関係のない警務課長等が取調べ監督官となり、取調室のドアに設けられた透視鏡を通して、取調室内での取調べ状況を確認している。
- 透視鏡は、マジックミラーになっており、取調室の外からは、室内の様子が見えるが、室内からは、外から見られていることは分からない。
- 取調室内の机は床に固定しており、足下には遮蔽板を設置している。
- 録音・録画装置は、取調室に常時設置しているのではなく、取調べの録音・録画を実施する場合にのみ設置している。
- 録音・録画を実施する際は、事前に「これから録音・録画を始める。」

旨の告知を行い、いったん開始すれば、「録音・録画を終える。」旨告知せずには終了させることはない。

3 捜査本部

(1) 視察の状況

暴力団関連事件を集中的に取り扱っている特別捜査本部において、同捜査本部の体制等を視察したほか、捜査状況等についての説明を受けた。

(2) 説明及び質疑応答要旨

- 暴力団犯罪に関する近時の捜査で苦勞していることとして、犯罪が巧妙化し、立件が難しくなっていること、暴力団構成員が身分を隠して活動することが多いため、そもそも構成員として把握することが難しくなっていることなどが挙げられる。
- 暴力団からの報復を恐れて被害申告をためらう者も少なくなく、警察としても、被害者に対する報復事案が生じないように、保護対策には力を入れている。

4 警察署通信室

(1) 視察の状況

警察署の指令業務を行う警察署通信室において、各種無線設備等を視察した。

(2) 説明及び質疑応答要旨

- 警察署通信室は、警視庁通信指令本部からの110番指令等を受けるとともに、現場で活動する警察官に必要な指揮・指示を行い、各種警察活動を展開させるなどの指令塔の役割を果たしている。

第2 原宿分室における視察結果

1 留置業務等の説明

留置管理第一課長から、警視庁管内の被留置者数の推移、原宿分室の設備及び被留置者数のほか、被留置者の処遇上留意している事項等についての説明を受けた。

2 留置施設の視察

(1) 視察の状況

留置施設内の居室、面会室、保護室、浴室、運動場等を視察した。

(2) 説明及び質疑応答要旨

- 共犯事件の場合など、複数の被疑者を同じ警察署の留置施設に収容す

ると通謀等が行われるおそれがあるような場合等に、その一部の被疑者を原宿分室等の留置施設に調整して収容している。

- 被留置者の食事については、例えば、糖尿病患者の場合には減塩食を出したり、甲殻類を食べられない人には甲殻類を出さないなど、可能な限りの配慮をしている。
- 面会については、一般面会者は原則として1日1回、おおむね20分間で、弁護士は回数・時間の制限がなく、施設側の管理体制がとれる限り、面会できる。
- 留置施設内の設備は、自殺防止等に配慮した構造となっている。
- 運動場での運動時間は1日1回30分間であり、居室内では他の被留置者もいて体を動かすのに対し、運動場では外気に触れながら体を動かしたり喫煙することができる。

第3 東京地検における視察結果

1 事件捜査の実情説明

(1) 説明の概要

裁判員制度対象事件の捜査・公判等を担当する東京地検特別公判部の執務室において、同部副部長から、被疑者を逮捕・勾留したいいわゆる身柄事件における捜査の流れ等についての説明を受けた。

(2) 説明及び質疑応答要旨

- 身柄事件において、警察が検察官に送致した段階では、事案の真相が全て明らかになっておらず、その後、警察と協力しつつ検察官自らも被疑者や参考人等の取調べ等を行うことにより、真相の解明が進んでいく。そして、検察官は、公判での立証が可能か否かをも勘案しながら、起訴・不起訴を判断している。
- 事案の真相を解明する上で、取調べは重要な意味を持つ。例えば、共犯事件では、どのように謀議を行ったのか、被害者に直接暴行を加えたのが誰かなど、被疑者が供述しなければ分からないことは多い。
- 取調べで供述を得るだけでなく、その供述の裏付け捜査を行い、供述内容が正しいかどうかを確認することが重要である。例えば、共犯事件では、他の共犯者に責任転嫁する意図で嘘の供述をする者もいる。
- 近時は、取調べの録音・録画を試行的に広く実施しており、様々な場面を録音・録画している。もっとも、録音・録画を拒否する被疑者もい

るし、また、カメラを意識したり緊張したりして、供述内容を変える被疑者もいる。

- 特別公判部副部長等の決裁官も、録音・録画したDVDを見分しているが、録音・録画を広く実施すれば、見分のための時間も長くなる。

2 録音・録画設備のある取調室

(1) 視察の状況

録音・録画設備のある取調室において、特別公判部副部長から、供述調書の録取方法及び録音・録画の実施方法等の説明を受けるとともに、それらに関する検察官等による実演を見分した。

(2) 説明及び質疑応答要旨

- 取調べを行った際に、必ずしもその取調べの都度供述調書を作成するわけではない。何回か取調べを行い、その中で聴取した内容をまとめて、供述調書を作成することもある。
- 供述調書の作成は、検察官が、被疑者の面前で、供述調書に録取する内容を検察事務官に言葉で伝え、検察事務官がそれをパソコンで入力する方法で行っている。供述調書作成中に被疑者が内容の訂正を申し立てた場合は、その場で供述調書の内容を修正している。
- パソコン入力を終わると、供述調書の原本を印刷して被疑者に手渡した上、検察官がパソコン画面を見ながら供述調書の内容を被疑者に読み聞かせ、被疑者がそれを聞きながら自ら供述調書の原本の内容を閲読するという方法により、供述調書の内容を確認する。この段階で被疑者が訂正を申し立てた場合、供述調書の末尾に訂正内容を検察事務官が手書きで記載し、これを被疑者に読み聞かせた上で閲読させて内容確認を行っている。
- 被疑者が供述調書の内容に誤りがないと申し立てた場合、被疑者から、供述調書の末尾に署名・指印、そして、供述調書の全ページの右下に指印を受ける。
- 取調べの録音・録画については、被疑者に対し、あらかじめ録音・録画を実施する旨告知し、拒否した場合は実施していない。録音・録画の実施中には、取調べ状況や事件の内容等について、被疑者が自由に話せる機会を設けており、被疑者が話をしている途中で一方的に録音・録画を中断することはない。
- 取調べの録音・録画は、被疑者が録画されていることを意識しない

ようにスピーカー様の箱に内蔵した2つのカメラにより、検察官の背後の定点から撮影しており、被疑者の供述態度がよく分かるように被疑者のアップ映像と、検察官や検察事務官の動きも含めて分かるようにより広いアングルの映像とを撮影し、これを分割した1つの画面上に記録している。

3 証拠品保管庫

(1) 視察の状況

特殊証拠品その他一般の証拠品が保管されている各保管庫を視察し、その際、東京地検総務部検務主任検察官から、証拠品の保管事務等についての説明を受けた。

(2) 説明及び質疑応答要旨

- 証拠品の保管は、捜査・公判を担当する検察官・事務官ではなく、総務部の証拠品係事務官が行っている。
- 証拠品には1点ずつ番号が付され、紛失、破損、変質が生じないように厳格に保管されている。
- 貴重品、危険物及び薬物は特殊証拠品として取り扱い、施錠できる容器に収納して保管している。

4 特別捜査部DF班（電磁的記録媒体の保全・解析班）

(1) 視察の状況

特別捜査部副部長から、同部における証拠物として押収した電磁的記録媒体の保全・管理及び解析方法等についての説明を受けた。

(2) 説明及び質疑応答要旨

- 電磁的記録媒体の改ざん・滅失防止のため、電磁的記録媒体の押収後、直ちにこれを複写し、複写終了後、原本については速やかに封印して管理している。また、解析作業は複写物を利用して行うが、この複写物にも書き込み防止措置を施している。
- 電磁的記録媒体の複写等の作業は、DF班の職員のみが行い、捜査を担当する職員は行わない。これを徹底するため、DF班の執務室の中に、DF班の職員が作業を行うためのスペースを壁で区画している。

参加委員等

1 委員

本田部会長，青木委員，稲田委員，井上委員，岩井委員，植村委員，大久保委員，大野委員，小川委員，小野委員，川端委員，神津委員，後藤委員，酒巻委員，佐藤委員，椎橋委員，周防委員，高橋委員，但木委員，龍岡委員，舟本委員，松木委員，宮崎委員，村木委員，山口委員

2 幹事

上富幹事，宇藤幹事，甲斐幹事，加藤幹事，川出幹事，北川幹事，吉川幹事，小坂井幹事，坂口幹事，島根幹事，神幹事，露木幹事

3 関係官

林関係官，松尾関係官

期日外視察の結果（概要）

1 視察の状況

同行室及び弁護士接見室を視察し、その際、東京地検総務部検務主任検察官から、設備等についての説明を受けた。

2 説明要旨

- 同行室は、検察官の取調べ等のため、警視庁本部留置施設及び各警察署の留置施設から、検察庁に護送した被疑者等を一時的に收容する場所である。
- 弁護士が検察官に対して、東京地検に日中護送されている被疑者との接見を求めた際には、弁護士接見室において接見がなされている。